

公益財団法人厚木市スポーツ協会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対して貢献のあった個人及び団体の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者)

第2条 表彰の候補者となることができるものは、スポーツ協会に加盟している個人又は団体及びスポーツ協会役員、評議員、専門委員として在職した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ協会の発展に顕著な功績があった者
- (2) スポーツマンシップを発揮し、常に他の模範である者
- (3) 著名な大会で優秀な記録又は成績を収めた者
- (4) その他スポーツ協会が特に表彰する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、特にスポーツ協会及び本市のスポーツ振興に貢献のあった個人又は団体は、会長の推薦をもって表彰の候補者となることができるものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を贈ることにより行う。

2 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に贈る。

(推薦基準)

第4条 第2条に規定する表彰候補者の推薦基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号関係

ア スポーツ協会役員として通算7年以上在職し、功績をあげた者

イ スポーツ協会評議員として通算8年以上在職し、功績をあげた者

ウ スポーツ協会役員、評議員又は専門委員として通算8年以上在職し、功績をあげた者

エ 加盟団体の役員として通算10年以上在職し、功績をあげた者

(2) 第2条第1項第2号関係

常にスポーツマンシップを発揮し、現役選手として10年以上活躍し、成績優秀で他の模範となる者

(3) 第2条第1項第3号関係

全国規模の大会において8位以内の者

(表彰の内申)

第5条 スポーツ協会加盟団体の代表者及びスポーツ協会事務局長は、第4条の規定に該当する者があったときは、内申書(別記様式)を作成し、指定する日までに会長に提出しなければならない。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰に関する事項について公平かつ適正な審査を行うため、スポーツ協会表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長1人、副委員長2人及び委員7人をもって組織する。

3 委員長には総務専門委員長を、副委員長には総務専門副委員長を、委員には専務理事、スポーツ振興専門委員長、スポーツ振興専門副委員長、施設専門委員長及び施設専門副委員長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(表彰日)

第7条 表彰は、「厚木市スポーツ人のつどい」において行う。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(再表彰)

第8条 この要綱により、既に表彰を受けた者であっても、別に表彰事由が生じたときは、重ねて表彰することができる。ただし、第2条第1号又は第2号に該当する者は、重ねて表彰することができない。

(感謝状の贈呈)

第9条 スポーツ協会に対して、10万円以上の金品を寄附した個人及び団体に感謝状を贈呈することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年3月29日から施行する。
- 2 第4条第1号に掲げる在職年数については、厚木市体育協会役員時の在職年数を加算する。
- 3 第4条第2号に掲げる選手年数については、厚木市体育協会会員時の選手年数を加算する。
- 4 この要綱は、平成8年10月28日から施行する。
- 5 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。